

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		法令番号	昭和35年第145号	
手続名	配置販売の業務の停止命令		根拠条項	第74条	
処分基準	<p>配置販売業の配置員が、その業務に関し、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができる。この場合において、必要があるときは、その配置員に対しても、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関
				目次	35